

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 石 関 千 春

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 藤岡本庄線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	児玉郡上里町大字七本木字本郷中 三一九八番三地先から同郡同町大	区 間
一〇・四七 二二三・七〇	一〇・四七 一三・一五	敷地の幅員 (メートル)
	二〇一・〇四	延 長 (メートル)
	歩道整備工事による。	備 考